○法人県民税均等割の税率

区　　分		均等割額	いわての森林づくり県民税※3	加算後の均等割額
ア ※1	資本金等の額※2 が 50 億円を超える法人	年額　800,000 円	80,000 円	880,000 円
	資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額　540,000 円	54,000 円	594,000 円
	資本金等の額が１億円を超え 10 億円以下である法人	年額　130,000 円	13,000 円	143,000 円
	資本金等の額が 1,000 万円を超え１億円以下である法人	年額　50,000 円	5,000 円	55,000 円
イ	アの法人以外の法人	年額　20,000 円	2,000 円	22,000 円

※１　アは保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除きます。

※２　「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、一定の欠損の塡補又は損失の塡補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金又は利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。

　また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」と読み替えてください。

※３　「いわての森林づくり県民税」は、県民税均等割の税率の特例として、平成 18 年４月１日以降に開始する事業年度から加算しております。